

資料No. 2

江田島市公共交通協議会
令和4年6月21日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した 交通事業者に対する支援事業について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少に伴い、経営状態がひっ迫している交通事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援制度を創設しました。

2 支援事業

事業名	原油価格高騰対策緊急支援金（新規事業）
概要	原油価格の高騰に伴う経営への悪影響を軽減するため、交通事業者に対し、燃料単価高騰分の一部を支援します。
対象	<ul style="list-style-type: none">本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者本市で定期路線を運行するバス事業者本市に営業所を置くタクシー事業者
支援額	燃料単価の上昇率（R3.4→R4.4月）を基に算定した燃料高騰相当分（試算値）の1／2の額を支援します。
予算額	35,500千円

事業名	公共交通支援補助金（継続事業）
概要	交通事業者が対象期間（R4.4～R5.3月）に実施した利用環境の整備や需要喚起策及び感染症対策に講じた費用を補助します。
対象	<ul style="list-style-type: none">本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者 (1事業者当たり：基本額1,000千円+加算額(運航船舶1隻につき100千円～200千円)本市で定期路線を運行するバス事業者 (1事業者当たり：基本額1,000千円+加算額(運行車両1台につき100千円)本市に営業所を置くタクシー事業者 (1事業者当たり：基本額300千円+加算額(運行車両1台につき20千円)
予算額	13,580千円

事業名	航路維持支援金（継続事業）
概要	乗降客数が減少している航路事業者に対し、支援金を交付することにより、航路の維持を図ります。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を発着点とする一般旅客定期航路を運航していること。 ・対象期間（R4.4～R5.3月）において、新型コロナウイルス感染症の影響前（H31.3～R2.2月）の同月と比較して、乗降客数が10%以上減少している月があること。 ・令和2年4月1日現在の便数を維持していること。 ただし、新型コロナウイルス感染症を原因としないダイヤ改正の場合は、同日現在の便数を維持しているものとみなす。
支援額	<ul style="list-style-type: none"> ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円／月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円／月
予算額	26,400千円